



戦国大名龍造寺氏と国衆の関係について：
起請文の分析を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学大学院文学研究科 公開日: 2024-06-26 キーワード (Ja): 龍造寺氏, 戦国大名, 国衆 キーワード (En): Ryuzoji clan, Warlords in the Sengoku period, "Kunishu", Vassal, Pledge 作成者: 西森, 駿汰 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002000999

戦国大名龍造寺氏と国衆の関係について——起請文の分析を中心に——

西 森 駿 汰

本稿は、戦国大名龍造寺氏と領域内外諸勢力の関係を明らかにすることで龍造寺氏の権力構造を解明することを目的としている。その際、とくに戦国大名龍造寺氏と、九州北部の国衆との関係について、両者の交わした起請文をもとに考察を行う。戦国大名権力の内部には、内政自治権を保持しつつ服属する国衆が存在した。彼らは戦国大名権力に従属する際に互いに起請文を交わしたとされており、戦国大名権力と国衆との関係を如実に示しているといえる。よって、起請文の内容を詳細に分析することで両者の関係の多様さや龍造寺氏の特質を解明する。また、龍造寺氏は国衆の当主以外に龍造寺氏の家中や国衆の家中に対しても起請文を提出させている。そこで、前述した国衆の起請文と龍造寺氏家中・国衆家中の起請文を比較することで、龍造寺氏権力内における国衆・家中の存在形態の差異や龍造寺氏が国衆との関係をどのよう強化し、繋ぎとめようとしたかを明らかにしたい。最後に、龍造寺氏と他の九州の戦国大名権力（大友氏・島津氏）との国衆の関係を比較し、龍造寺氏権力における国衆の位置づけをおこなうことで、龍造寺氏の戦国大名権力としての特質の解明を試みたい。

キーワード：龍造寺氏 戦国大名 国衆

はじめに

本稿では、肥前国を本拠とし、戦国大名として成長した龍造寺氏の権力構造を国衆との相互関係から明らかにする。

室町・戦国期の肥前国では、数多くの国衆が各地に割拠していた。国衆とは、数ヶ村から数郡規模の範囲で領域支配を表現していた在地

領主である。龍造寺氏は、戦国大名化する過程で、配下に国衆を編成する必要があったが、龍造寺氏自身がもとも国衆の一員であったため、また国衆の勢力や性格がきわめて多様であったため、その統制は容易ではなかった。

近年、戦国大名権力の中に存在する自立的勢力の研究が盛んに行われている^{〔1〕}。戦国大名が彼らとどう関係を築き、どう編成していたかは、その権力構造を解明するうえで重要である。ただし、九州の戦国大名

については、そのような観点からの研究は多くない。

丸島和洋氏は、肥前国有馬氏と、大村氏を始めとする周辺諸氏との関係を位置づけなおす必要性を説き、東国での国衆論も参考にしながら、有馬氏が勢力を拡大していく過程を考察した。^② 村井良介氏は、北部九州の諸権力が発給した判物などの文書を収集し、所領の給与・保証対象について、地域ごとにその変遷を分析している。^③ これらの研究は、婚姻関係や偏諱の授与、判物の形式などから支配のあり方を評価しているが、大友氏・有馬氏以外の戦国大名と国衆（戦国領主）との関係性や国衆の支配がどのように行われていたかは不明のままである。戦国大名龍造寺氏と国衆との相互関係についてはより実態に即して詳細に明らかにする必要がある。

次に、これまでの龍造寺氏研究について瞥見しておく。藤野保氏は、龍造寺氏が地域の新興の小領主を被官として家臣団を編成し、成長してきたと説き、国衆との関係については主に後藤氏と交わした起請文により考察した。^④ 堀本一繁氏は、龍造寺氏は、天正六年（一五七八）に大友氏が耳川の戦いに敗北し、支配機構の混乱を招いたのを契機として、それまで対等であった国衆を従属させ、国衆から戦国大名化を果たしたと説いた。^⑤ また、龍造寺隆信・政家親子の代替わりの時期と地位の転換についての研究も存在する。^⑥ この他、龍造寺隆信については、川副義敦氏の研究などがあるが、未だに『北肥戦誌』等の後世の編纂史料に依拠するものが多い。多くの研究では、編纂史料を一次史料と区別することなく利用しているが、こうしたあり方は、現在の研

究水準からすると不正確といわざるをえない。

近年では、龍造寺氏の肥前西部侵攻と軍事上での龍造寺長信の役割について分析し、また龍造寺氏による肥前以外への進出の実態を考察した中村知裕氏の研究、^⑦ 龍造寺領国における物資調達システムと「町」の成立について解明した鈴木敦子氏の研究がある。^⑧ また、龍造寺隆信以前の政治的動向を検討した野下俊樹氏の研究もある。^⑨ これらの研究は一次史料に基づいた成果ではあるが、龍造寺氏権力の内部構造を一次史料を用いて明らかにした研究は少ない。

本稿では主に起請文を用いて龍造寺氏と国衆の関係を探る。国衆が戦国大名に従属する際、互いに起請文を交換することがあった。^⑩ そのため両者の関係を探る際に起請文の内容を見ることは有効であろう。龍造寺氏の起請文については前述の藤野氏の他に加藤章氏と松田博光氏の研究がある。加藤氏は龍造寺氏が有力領主と起請文を交わし「起請文体制」を構築したとし、各領主の知行構造を明らかにした。^⑪ 松田氏は『龍造寺家文書』の起請文の神名の記載から、龍造寺氏による宗教勢力を媒介とした国衆支配の一端を分析した。^⑫ また、堀本氏は起請文の神文を用いて戦国期の肥前国河上社の実態を考察した。^⑬ ただし、龍造寺氏にかかわる起請文の内容を網羅的に分析した研究は近年なされておらず、龍造寺氏と国衆の関係は一部しか解明されていない。

そこで、本稿では、一次史料、とりわけ起請文を最大限活用することによって、龍造寺氏権力の構造を解明することをめざす。龍造寺氏

は主に一五五〇年代から八〇年代までの間、起請文を交わしており、受け取った起請文のうち現存する数は約一五〇通を数える。龍造寺氏が、どのように国衆らを支配下に包摂したのか、その特質を把握することによって戦国大名としての龍造寺氏の権力構造の性格を解明する。

第一章 肥前国衆龍造寺氏の戦国大名化と起請文

本章では、龍造寺氏を始めとした肥前国人の国衆化の動きと、龍造寺氏と肥前国衆間の関係について考察する。

第一節 龍造寺隆信の登場と肥前国人の国衆化

龍造寺氏は肥前国佐賀郡東郷龍造寺を本拠とした武家領主であり、佐賀郡を主な活動拠点とする肥前東部の有力武家であった。

戦国期の龍造寺氏は惣領家村中龍造寺氏を中心となり惣領家が「寄合」を結んでいた¹⁷。その中で天文十七年（一五四八）三月に庶家水ヶ江龍造寺氏の龍造寺胤信が村中龍造寺氏当主胤栄の死去により惣領家の家督を継承した。胤信は天文十九年に大内義隆の官途推挙、偏諱授与を経て山城守隆信と名乗るようになる¹⁸。

隆信は、天文二十三年には家臣に所領を安堵していることが確認できる¹⁹。これが龍造寺氏の所領安堵の初見である。なお、天文末から永禄にかけて肥前国松浦郡の波多氏や杵島郡の平井氏などといった近隣の武家も、配下の者に対して所領を安堵しているが、龍造寺氏以外の

武家が所領を安堵した文書はそれぞれ一・二点程度でほとんど残存しておらず、一円的に「領」を形成できていたかは不明である²¹。ただし、彼らが配下の者の所領の安堵を行い、家中の形成を行っていることは確認できる。また、彼らの多くが判物を発給しており、地域の者たちから「公権力」として期待されていた²²。それらをもって当該期（一五五〇・六〇年代）に肥前国の有力な武家（波多・平井・後藤氏等）が国衆化（戦国領主化）していると見做しても良いだろう。

またこの頃から肥前国人・国衆同士の起請文が交わされるようになる。

隆信宛の起請文の初出は弘治四年（一五五八）で、肥前国との国境に近い筑前国早良郡曲淵の領主である曲淵房助が起請したものである²³。その中で房助は隆信の言うことを事細かに承り、懇意にすることを起請している。

同年（永禄元年）、隆信は少弐氏の傘下国人だった江上武種・神代勝利と河上神社に願文を出し同盟を結ぶ²⁴。この時、三氏は協力して肥前の平穩を図るよう祈願しており、三氏は同格であったことが分かる。翌年、隆信は、少弐冬尚・千葉胤連兄弟を滅ぼし、永禄六年（一五六三）には、肥前国西部において戦国大名権力に成長していた有馬義貞を丹坂峠で破り、有馬氏領国を崩壊させている²⁵。

永禄年間前後において肥前の国人・国衆、ひいては北部九州の国衆たちは、自身の家中に対して奉公を求めめる際や、相互に盟約を結ぶ際に、起請文を多用するようになる。しかし、少弐氏や大内氏、大友氏

表一 龍造寺氏権力宛て起請文一覧（弘治四年～天正六年十月）

番号	文書名	年	西暦	月日	起請者	宛先	隆信親子に対する文言	収録文書
1	曲淵房助起請文写	弘治4年	1558	10.5	曲淵藤九郎房助	龍造寺山城守殿	「隆信に対して相違ない」「隆信に子細を承り入魂」「隆信様に別心の儀なし」	永野
2	西郷宗浦起請文写	永祿4年	1561	6.17	西郷但馬入道宗浦	龍造寺殿	「隔心ないよう申し談じる」「諸沙汰は申し談じる」	永野
3	西郷純綱起請文写	永祿4年	1561	7.23	西郷彈正少弼純綱	龍造寺山城守殿	「申し談じる」「入魂」	永野
4	原田了榮起請文写	永祿8年	1565	5.21	原田彈正少弼入道了榮	龍造寺山城守殿	「龍造寺隆信に対し相違ない」「隆信家に対し別儀のものは申し談じない」	永野
5	八ヶ山仙道八名連署起請文写	永祿8年	1565	12.19	八ヶ山仙道 左京助 他	土肥兵部少輔殿	「隆信様に緩意ない」「緩疎ない」	永野
6	龜田勝起請文写	永祿10年	1567	6.9	龜田因幡守勝	龍造寺殿	「隆信様に対し相違なし」「隆信様に対し心練なし」「隆信様に心練があっても同意しない」	永野
7	西郷純堯起請文写	永祿10年	1567	11.15	西郷石見守純堯	龍造寺殿	「龍造寺山城守殿に対し相違ない」「申し談じる」	永野
8	原直景起請文写	永祿11年	1568	9.21	平直景	龍造寺殿	「実否を糺し申し談じる」	永野
9	小田重雄・小河純直連署起請文写	永祿13年	1570	5.16	小田美作守重雄 小河主馬允純直	隆信様	「隆信様の恩を忘れたい」	永野
10	大友宗麟起請文写	永祿13年	1570	10.23	宗麟	龍造寺太郎四郎殿 龍造寺山城守殿	「互いに邪正を糺す」「隆信・鎮賢に対し等閑なし」	永野
11	大友氏加判衆連署起請文写	永祿13年	1570	10.25	臼杵越中守鑑速 戸次伯耆守鑑速 吉岡越前入道宗欽	龍造寺太郎四郎殿 龍造寺山城守殿	「等閑無し」「別儀なし」	永野
12	田尻鑑種起請文写	永祿13年	1570	11.17	田尻中務太輔鑑種	隆信	「隆信指南を得て相互に腹藏なく入魂致す」	永野
13	安武鎮教起請文写	永祿13年	1570	11.17	安武安房守鎮教	龍造寺隆信	「隆信に対して相違なし」「身命の限り隆信に御用立てする」	永野
14	神代長良起請文写	元龜2年	1571	2.5	神代刑部太輔長良	隆信	「隆信に対して相違なし」「隆信に対し悪心悪行等をおこなわない」「隆信より質人の儀があれば進め置く」	永野
15	江上武種起請文写	元龜2年	1571	5.19	江上左馬太夫武種	隆信	「申し談じる」「武種並びに家中の仁妻子以下を佐嘉に遣わす」	永野
16	犬塚盛家起請文写	元龜3年	1572	3.24	犬塚彈正忠盛家	隆信 鎮賢	「二心野心を存じない」「御用有る」	藤龍家譜
17	江上武種起請文写	元龜3年	1572	8.5	江上左馬太夫武種	隆信	「隆信御親子に対し悪行悪心が無い」	永野
18	江上武種加判衆連署起請文写	元龜3年	1572	8.5	江上左衛門太夫貞種 枝吉長門守種次 同三郎右衛門尉種家 執行民部太輔種直 江上左近将監信種	隆信様 龜法師殿様	特になし	永野
19	戸次鑑速起請文写	元龜4年	1573	8.6	戸次伯耆守鑑速	隆信	「別儀無いため入魂」	永野
20	龍造寺光則起請文写	光永元年 (天正元年カ)	1573	8.24	龍造寺常陸介光則	後藤家信様	「隆信・鎮賢から召し出されどのような外聞をとらされても覚悟がある」	永野
21	江上武種起請文写	元龜4年	1573	11.15	江上左馬太夫武種	隆信	「隆信・又四郎が離儀の際は御用立てる」	永野
22	神代長良等連署起請文写	天正2年	1574	5.24	神代刑部太輔長良 同兄次郎 右同	龍造寺鎮賢 江上種家 龍造寺隆信 進覽	「隆信・鎮賢・江上種家に悪心悪行を行わない」「隆信・鎮賢・江上種家御為にならぬことは扱わない」「鎮賢・種家に悪行悪心を企まない」	藤龍家譜
23	松浦鎮信・道可連署起請文写	天正2年	1574	8.7	松浦肥前守鎮信 道可	隆信	「疑心無く腹藏なく申す」	永野
24	後藤惟明起請文写	天正2年	1574	8.17	後藤弥次郎惟明	隆信	「隆信に対し今後疎心ない」	永野
25	松浦盛起請文写	天正2年	1574	10.7	松浦丹後守盛	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に指南を得て御用立てる」 「隔心の衆に申し談じない」	永野
26	草野鎮永起請文写	天正3年	1575	1.18	草野中務太夫鎮永	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し相違ない」	永野
27	松浦鎮信・道可連署起請文	天正3年	1575	5.6	道嘉 鎮信	龍造寺隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し心練なく申し談ずる」 「敵心の輩は許容しない」	龍造寺家
28	鍋島信昌起請文写	天正3年	1575	8.17	鍋島飛騨守信昌	鎮賢公進覽	「御用に立つ」「御用に立つ」	藤龍家譜
29	原直景・武雄資門連署起請文写	天正3年	1575	10.9	原山城守平直景 武雄右馬大夫資門	安房守殿	「隆信様に疎略ない」	永野
30	辻豊明起請文写	天正3年	1575	11.24	辻甲斐守豊明	龍造寺安房守殿	「隆信様・鎮賢様・信周公に野心悪行なく奉公する」	永野
31	理専(大村純忠)起請文	天正4年	1576	6.16	理専	隆信 鎮賢	「実否を糺す」「隆信・鎮賢に対し疎心を構えない」	龍造寺家
32	小田増光起請文写	天正4年	1576	8.3	小田左近大夫増光	隆信様	「隆信様に対し二心野心なく隆信様の身上を守る」「身命の限り御用立てる」	永野
33	久間盛員起請文写	天正4年	1576	8.10	久間刑部少輔盛員	隆信 鎮賢	「野心敵心なく奉公する」「忠貞を遂げる」	永野
34	諸岡信吉起請文写	天正4年	1576	10.28	諸岡用助信吉	隆信様	「隆信様へ用捨なくお耳に入れる」	永野

戦国大名龍造寺氏と国衆の関係について

35	松浦鎮信・道可連署起請文写	天正4年	1576	12.25	松浦肥前守鎮信 沙弥道嘉	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し同意する」	永野
36	松浦盛起請文写	天正5年	1577	1.17	松浦丹後守盛	隆信	「龍造寺方を疎略にしない」	永野
37	鍋島信昌(直茂)納富信景連署起請文	天正5年	1577	2.3	鍋嶋飛騨守信昌 納富但馬守信景	後藤弥次郎 同貴明	「隆信・鎮賢に申し談じる」	後藤家
38	諸岡信吉起請文写	天正5年	1577	2.11	諸岡祐助信吉	隆信様	「二心野心ない」	永野
39	武雄直門起請文写	天正7(5カ)年	1577	閏7.16	武雄右馬大夫直門	(龍造寺)信周様	特になし	永野
40	蒲池宗雪・同鎮並連署起請文写	天正5年	1577	潤7.20	松梅軒宗雪 蒲池民部少輔鎮並	隆信 鎮賢	「親子を差し捨てない」	永野
41	西郷幸繁起請文写	天正5年	1577	10.2	西郷刑部少輔幸繁	隆信公 鎮賢公	「隆信公・鎮賢公に対し異議ない」「隆信公・鎮賢公に御用立てる」	永野
42	箭上幸治起請文	天正5年	1577	10.14	箭上又三郎幸治	龍造寺殿	「別儀を存じない」	龍造寺家
43	西郷幸光同幸勝連署起請文	天正5年	1577	10.14	西郷右近大夫幸勝 同左衛門尉幸光	龍造寺殿	「今後別儀を存じない」「讒言の際は申し糺す」	龍造寺家
44	西郷純賢起請文	天正5年	1577	10.14	西郷中務少輔純賢	隆信 鎮賢	「別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
45	西郷幸教起請文	天正5年	1577	10.14	西郷左近大夫幸教		「御親子に対し別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
46	西郷堯繁起請文	天正5年	1577	10.14	西郷新次郎堯繁	隆信 鎮賢	「御親子に対し別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
47	西郷貞徳起請文	天正5年	1577	10.14	西郷次郎三郎貞徳	隆信 鎮賢	「別儀があっても相違ない」	龍造寺家
48	西郷宗浦外二名連署起請文	天正5年	1577	10.14	西郷右京亮幸信 同右衛門大夫幸武 同但馬入道宗浦	隆信 鎮賢連覽	「御親子に対し別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
49	御崎堯起請文	天正5年	1577	10.14	御崎彈正忠堯	龍造寺殿	「疎意なし」「互いに糺す」	龍造寺家
50	西郷純安起請文	天正5年	1577	10.14	西郷兵部大輔純安	隆信 鎮賢參	「御親子に対し別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
51	市来忠末起請文	天正5年	1577	10.14	市来加賀守忠末	鍋嶋飛騨守殿	「別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
52	西郷幸忠起請文	天正5年	1577	10.17	西郷越後守幸忠	龍造寺殿連覽	「御親子に対し別儀を存じない」	龍造寺家
53	東純盛起請文	天正5年	1577	10.19	東左衛門大夫純盛	隆信 鎮賢	「御親子に対し別儀を存じない」「互いに申し糺す」	龍造寺家
54	龍造寺光則起請文写	天正5年	1577	11.28	常陸介光則	隆信様	「家信様に対し隆信様・鎮賢様に悪い異見は申し上げない」	永野
55	安富純治起請文写	天正6年	1578	1.2	安富尾張守純治	鍋嶋飛騨守	「龍造寺殿・同豊一殿に別儀がない」	永野
56	西郷堯繁起請文写	天正6年	1578	1.27	西郷新次郎堯繁	鍋嶋殿	「隆信・鎮賢に対し悪心悪行を企てない」「隆信親子・豊一丸に入魂」「隆信親子・豊一丸に別儀無く御用立てる」	永野
57	能通賢通連署起請文	天正6年	1578	2.20	堅通 能通	進上鍋嶋飛騨守殿	「悪心悪行二心なく御奉公」	龍造寺家
58	山代虎王丸起請文	天正6年	1578	3.13	山代源虎王丸	龍造寺殿	「鎮賢公に対して悪行を企てない」「鎮賢公の隔心の方向に入魂しない」「互いに邪正を糺す」	龍造寺家
59	松園備力武豊連署起請文	天正6年	1578	3.13	力武對馬守源豊 松園伊勢守源備	進上 龍造寺殿	「鎮賢様に対して悪行を企てない」「鎮賢公の隔心の方向に入魂しない」「互いに邪正を糺す」	龍造寺家
60	伊万里純治起請文写	天正6年	1578	3.16	伊万里太郎次郎源純治	家信公	「隆信公・鎮賢公・奉行衆に疎意なし」	永野
61	大村理専起請文写	天正6年	1578	7.2	理専	信昌	「佐嘉の召し出しの際は従う」	永野
62	有浦親・同覚・同勝連署起請文写	天正6年	1578	8.1	有浦大和守親 同孫左衛門勝 有浦越後守勝	隆信公 鎮賢公	「隆信公・鎮賢公に申し入れる」	永野

など肥前国に影響を及ぼした大名権力たちは、肥前国人・国衆に対して起請文をほとんど発給しておらず、所領安堵を国衆に対する支配の根幹としている。大名権力は室町期に守護が行った所領安堵等のいわゆる「守護公権」に基づいた支配を行うとしたのであろう。

一方、国人・国衆たちは、地域社会において相互に関係を構築する際に起請文を用いるようになっていた。これは彼ら国衆が、明確な上下差がなく本質的に同列であったことが理由であろう。また、国衆化し自立性が増したことにより、大名権力の仲介よりも国衆同士が直接関係を構築することが地域社会で重要となったことをあらわしているといえよう。そうした関係のなかで、国衆出身の龍造寺氏は起請文を活用して権力を形成して、既存の大名権力とは異なる戦国大名権力に成長することとなる

る。

第二節 龍造寺氏の戦国大名化

元龜元年（一五七〇）、龍造寺隆信は佐賀郡今山にて大友八郎方を打ち破り（今山合戦）、この勝利をもって龍造寺氏は戦国大名化を遂げたとする説がある。しかしながら、堀本一繁氏はこうした通説に疑問を呈し²⁶⁾、今山合戦の後に、大友宗麟が、「裁判」の地の知行を認める代わりに隆信が忠義を尽くすように命じる史料が残されており、むしろ大友氏がこの戦いに全体的に勝利を収めたとする。そして、肥前国における大友氏の支配の終了と龍造寺氏の戦国大名化は天正六年（一五七八）の大友氏の耳川での敗戦を待たねばならないとしている。

元龜元年時点で、龍造寺氏が大友氏傘下の国衆の一人であったとする堀本氏の理解に異論はない。ただしこれ以降、龍造寺氏は同じ大友氏配下の肥前国国衆と戦って、それを撃破したり、盟約を結ぶ行為を繰り返す。それに対し、肥前国守護であるはずの大友氏は、龍造寺氏の勢力拡大を抑えられなくなる。

表一は弘治四年（一五五八）から天正六年まで、龍造寺氏権力が宛先となった起請文の一覧である。肥前国衆では、江上・後藤・西郷・平戸松浦・相神浦松浦・大村・小田・神代・草野・山代氏（順不同）が龍造寺氏、あるいはその家中に対し起請文を提出していることが分かる。同じ時期、他国の国衆たちも龍造寺氏に起請文を提出しているが、その多くは豊前（大友宗麟）との間を取り持つことを起請したも

のである。

ところで、これまで、起請文が多く取り交わされたことは知られてきたが、その内容について詳細に検討し、全貌を解明した研究はない。実際のところ、肥前国衆たちの提出した起請文の内容は一律ではなく、きわめて多様である。以下、龍造寺氏にかかわるいくつかの事例を見つめよう。

元龜二年（一五七一）、隆信は次男の鶴法師に神埼郡の国衆江上氏を相続させる（後の江上家種）。その際、隆信は江上氏の当時の当主である江上武種と江上氏家中に対して、龍造寺隆信・鶴法師宛てに起請文を提出させている²⁸⁾。その内容は、武種にもし実子が生まれても江上氏の惣領職を継がせないことや、合戦の際は武種・家中の妻子を佐賀（隆信の本拠）に人質として送ることなどであり、この養子縁組が龍造寺氏優位で進められたことがわかる。

天正二年（一五七四）、隆信は波多鎮・原田親種と共に草野鎮永を攻めた。大友氏は、筑前原田氏・松浦親子・後藤氏などに鎮永を扶助させようとしたが失敗におわった。翌年、鎮永は、隆信に対し人質を出す起請文を提出し臣従することとなる²⁹⁾。天正九年（一五八一）に鎮永は、鍋島信昌（直茂）の甥愛菊を養子にし、隆信は草野家中から愛菊に宛てた起請文を提出させる³⁰⁾。その中では愛菊に奉公することに加えて、鎮永が隆信・鎮賢親子に逆心した際には、加判衆（家中の有力者）が異見を加え、場合によっては鎮永を放逐し、愛菊を守るとしている。この時点において草野家中は、当主であるはずの鎮永よりも隆

信親子への忠誠を優先させており、草野氏家中内において龍造寺氏の支配が強化されている様子が窺える。

同じく天正二年、隆信は後藤貴明と起請文を交わし盟を結んだ。^{②1}

再拝々々敬白天罰起請文

一、对_レ貴明_一、為_レ龍造寺隆信同鎮賢_一、当末、不_レ可_レ有_レ疎意_一之事、

一、今度、一稜令_レ与力_一、貴明江可_レ頭_レ入魂_一之事、

一、如_レ此申承上者、自今以後、難題申入間敷之事、

右条々於_レ相違_一者、

(略神文)

天正貳年七月十日

藤原隆信(花押)

同鎮賢(花押)

後藤伯耆守殿

その内容は、龍造寺隆信・鎮賢親子から後藤貴明に対し、「疎意がなく」「与力」「入魂」を起請するものであり、ここでは、龍造寺氏と後藤氏が上下関係になく、あくまで対等な関係であることがわかる。

天正五年(一五七七)に入ると、再び龍造寺氏と対立した後藤貴明が、先非を悔い人質を出したため、隆信は三男家信を貴明の養子に入れる。ここで龍造寺隆信親子が、貴明に起請文を提出する。^{②2}

再拝々々敬白天罰起請文

右意趣者、今度、改_レ先非_一、為_レ質人_一、御料人被_レ懸_レ御意_一上者、為_レ隆信鎮賢_一、对_レ後藤弥次郎殿同貴明_一、當末、邪儀表裏不_レ可

有_レ之事、付、領地之儀、無沙汰有間敷事、若於_レ御相違_一者、御神文不_レ可_レ有_レ其実_一事、右之条、於_レ違犯_一者、

(略神文)

天正五年二月三日

龍造寺山城守隆信(花押)

同民部大輔鎮賢(花押)

後藤弥次郎殿

同 貴明 参

ここでは、後藤親子は先非を改め、人質として御料人を提出し、領地を認めてもらうなどしており、後藤氏は龍造寺氏の下位に位置付けられている。

さらに後藤氏家中は、家信に起請文を提出し、その中で家信への奉公と貴明親子に対して寝返りをしない事を起請している。これは家信が家中を支配することで貴明親子の後藤家家中内での実権を奪うことを意味しており、それに加えて、龍造寺氏庶流や鍋島氏庶流など龍造寺氏の家臣団の一部が家信と共に後藤氏家中に編入されたことが確認できる。^{②3} これをもって、後藤氏は龍造寺氏の傘下に入ったと考えられる。

このように、後藤氏と龍造寺氏との関係が変化する節目ごとに、内容を異にする起請文が出されており、起請文の内容を時代を追って詳細に検討することで、龍造寺氏と国衆・家臣との関係の変化が詳細にわかるのである。

また、隆信は天正五年、諫早の西郷氏を攻撃し、西郷一門十六名に起請文を提出させている。その中では、西郷豊一丸(西郷氏の惣領で

後の信尚」と隆信親子が話し合ったため、その内容に異議を唱えないことを誓っている。これに先行して永祿四年（一五六一）に西郷宗甫・西郷純綱、永祿十年に西郷純堯が隆信と起請文を交わし、互いに相談するとしていた。天正五年の起請文は、内容はこれらとあまり変わらないが、家中の有力者の多くが隆信親子に起請文を提出していることから、龍造寺氏と西郷氏家中が新たに直接関係を構築したといえる。ただし、隆信親子がもし豊一丸に対し異議がある際は、一門は豊一丸に従い、隆信親子に逆らうことも起請しており、龍造寺氏の西郷氏家中における影響力は後藤氏等と比べると少なかったと思われる。

隆信は、天正六年には大村純忠（理専）とも和睦し、起請文を提出させている。³⁴その提出先は鍋島信昌であり「信昌」と二字書で書かれている。丸島和洋氏は二字書とは相手の実名を宛書に記すことであり、目上に対する書札例であるとしている。³⁵それに従うならば純忠は龍造寺氏家中の人間である鍋島信昌に対して二字書を用いており、龍造寺権力に相当配慮していることが分かる。また、その内容も人質を提出し、召し出しの際には従うというものであった。

龍造寺氏と起請文を交わした勢力は肥前国内、基肄郡・養父郡・高来郡以外の大部分に及び、多くの者が人質を提出している。「国衆」論に基づくならば、「戦国大名」は「国衆」を支配する一方、ほかの権力に従属せず政治・外交・軍事行動を独自の判断で行うものと規定される。³⁶

これに加えて天正四年には、隆信は三根郡の名刹光浄寺に対して禁

制を発給している。³⁷その中では、軍勢の乱暴狼藉等を禁止すると共に、国並郡並段銭諸役を免除している。この時、龍造寺氏は実際には肥前一国を支配できているわけではないが、隆信が肥前国を支配して、国並の役を賦課しようとするという意識の存在が見て取れる。

以上を踏まえると、大友氏の耳川での敗戦（天正六年）より前の元龜末から天正初期にかけて、すでに龍造寺氏は大友氏の意図に反し独自に軍事行動をおこない、江上氏・後藤氏・草野氏・大村氏等を傘下に収め、肥前一国を支配しようとい意図していることがわかる。つまり、当該期に龍造寺氏が戦国大名化を果たしたと考えるべきであろう。ただし、龍造寺氏と起請文を交わした国衆が全て龍造寺氏の傘下であったわけではない。両松浦氏や山代氏、筑前国の原田氏が隆信に宛てて提出した起請文の内容は、従属関係というよりは対等に近い関係性であり、龍造寺氏の傘下に入ったとは考えられない。つまり彼らの「領」や「家中」に対しては龍造寺氏は権力を行使しえなかったことが想定される。

以上に見てきたように、龍造寺氏はさまざまな武家と起請文を交わしており、その範囲は肥前国内の大部分（基肄郡・養父郡・高来郡以外）に及び、国衆を従属させたり、同盟関係を結んだりした。こうして龍造寺氏が戦国大名として、多くの国衆たちの上位に立ったことが起請文の内容から判明した。ところで傘下の国衆も実際の関係はさまざまであり、龍造寺一門を養子に入れ、その者に忠誠を誓わず例もあれば、人質を提出するのみの事例も存在する。龍造寺氏宛ての起請

文は各国衆によって微妙な差異があり、それは同じく隆信の子を養子に入れた江上氏と後藤氏の間にも違いがあった。こうした多様な関係の取り結びかたが、起請文の内容を詳細に検討することによって明らかになるのである。

第三節 大友氏と肥前国衆の関係

では一方で大友氏と肥前国衆の関係はどのようなものであったのだろうか。

大友義鎮（宗麟）が天文二十二年（一五五三）に京都雑掌に送った書状の中では肥前国について、①少弐氏が存在した時も大友氏が裁定を加えていたが、近年少弐氏が「闕怠」したので国の者共が一味同心し義鎮の下知を懇望している。②肥前国はすでに「無主」であり、先代（義鑑）の頃から大友氏は肥前国と関わりがある」と言っており、將軍の近臣大館晴光（常興の子）に、義鎮が肥前国守護職へ任命されるように申請するように述べている。³⁸⁾

この書状の内容の信憑性についてはかなり問題がある。当時、少弐氏は未だ勢力として残存していた。また、これ以前に戦国期で大友氏が肥前国衆に対して発給した命令文書は、龍造寺氏に対する文書しかなく、それも筑後国の所領に関するものであり、筑後国守護として発給したものであった。しかし結局、天文二十四年、大友義鎮は幕府から肥前国守護職を獲得し、肥前国に本格的に進出する。その結果、義鎮は横岳氏や筑紫氏・小田氏・江上氏・後藤氏といった少弐氏の一門

やその被官だった氏族に対して、少弐氏が滅亡する以前から所領安堵・訴訟解決をおこない、防戦の命を出すなどしている。

大友氏は、権力中枢を構成する「年寄（加判衆）」を、国単位に地域を担当する「方分」に任じ、彼らに国衆の取次をさせていた。こうした方式は肥前国においても採用されており、大友氏は肥前国を、本国豊後国を除く他の領国と同じように支配しようとしたと考えられる。肥前国で大友氏の支配下にあったのは、少なくとも基肄郡・養父郡（筑紫氏）神埼郡（小田氏）・三根郡（横岳氏）・杵島郡（平井氏・後藤氏）・松浦郡（鶴田氏・松浦氏）におよぶことが、残された史料から確認できる。元龜元年（一五七〇）には、彼らが肥前国小城へ出陣したことに對して「忠貞」を褒めており、彼らの被官化を進めている様子が見てとれる。⁴⁰⁾ また、龍造寺隆信自身も大友氏から小城・佐賀・神埼・三根四郡の所領安堵を受けており、⁴¹⁾ 少なくとも東肥前一带は、一応大友氏の支配下に属することになった。

近年の研究では、大友氏の肥前国支配を本国豊後国の支配と比較して十分ではなかったと過小評価するきらいがある。⁴²⁾ しかし、大友氏以前に肥前国の支配権力であった少弐氏は、一門以外の国衆に所領安堵状を発した事例は管見の限りない。それは、史料上で少弐氏の被官とされている波多氏・有馬氏・後藤氏・深堀氏・龍造寺氏等についても同様である。それに比して、大友氏の肥前国への関与の度合いは強く、他の領国と同じように国衆の支配強化を目論んでいる。大友氏の支配は、少なくとも肥前国衆の目線から見れば、威圧的なものであったと

いえよう。

龍造寺氏も、大友氏も、どちらも戦国大名として肥前国衆と関係を取り結ぼうとしたが、龍造寺氏は起請文を交わす方法が主であり、明確な上下関係はなく、「忠貞」を求めるものではなかった。龍造寺氏の支配編成は、起請文によって培われ、それは大友氏のような一般的な戦国大名のあり方とは異なるものであったといえよう。

小括

一五四〇年代以降、龍造寺氏を始めとした肥前の武家は、在地の土豪の所領を安堵し、彼らから「公権力」として認められる。また家中を形成することで国衆として成長していく。

少弐氏や大友氏などが「守護公権」に基づいた支配を行っていたのに対して、肥前の国人・国衆たちは起請文を用いて各々の関係性を規定し、また家臣には奉公を求めるようになる。これは大名権力の支配よりも自立性の強い国衆同士が直接関係を構築することで地域社会の秩序を構成していったことをあらわしている。こうした起請文による結びつきを利用しながら龍造寺氏は戦国大名化を果たしていく。

龍造寺隆信は少弐氏を滅亡させた後、大友氏に対して面従腹背し、同じ大友氏配下である肥前国の国衆を滅亡させたり、盟約を求めたりした。特に江上・後藤両氏に対しては、当主を隠居させて龍造寺氏一門を養子に入れて乗っ取った。家中の者にも龍造寺氏一門に対する奉

公を起請させるとともに前当主やその実子への寝返りを禁止し、隆信親子に対して逆心しているならば前当主であっても放逐すると誓わせるなど強い影響力を持つようになっていく。

こうして龍造寺氏は戦国大名化を果たした。それは、起請文の具体的な内容に表現されるものであり、それぞれの国衆と一つ一つ異なる関係を構築していることがわかる。たとえば、後藤氏・江上氏といった龍造寺氏一門を養子に送った氏族以外と交わした起請文では、「心疎なく申し談ずる」「貴家と此の方の間で互いにその実否を糺す」といったものが多く、従属関係というよりは対等に近い関係性を示す。

一方で、龍造寺氏が国衆の家中と起請文を交わすことによって、龍造寺氏が国衆の家中にまで直接、影響を与えることもあった。

こうした龍造寺氏の方法は、同じく肥前国の国衆を支配しようとした大友氏が、国衆の働きに対して「忠貞」を褒めたり、「忠節」を誓わせるなど、一般的な主従関係を結ぼうとしたのとは対照的である。起請文を多用し、国衆たちと別々の契約を交わす龍造寺氏は、大友氏をはじめとする既存の大名とはかなり性格の異なる戦国大名権力であったといえよう。

第二章 戦国大名龍造寺氏と国衆との関係

第一節 龍造寺氏の肥前国衆支配

天正六年（一五七八）十一月、大友氏は日向国耳川において、島津

氏に大敗する（耳川の戦い）。その結果、大友氏権力は弱体化した⁽⁴³⁾。この前年、龍造寺氏は、大友氏に与同する有馬氏の攻撃に失敗したが、大友氏に宥免されていた⁽⁴⁴⁾。しかし、耳川合戦の結果を受けて龍造寺隆信は、大友氏が領有する筑後国に進出した。これに蒲池鎮並・田尻鎮種ら筑後国衆らが同心し、筑後国は龍造寺氏の支配下に入ることとなる。これをもって九州は龍造寺・大友・島津の三氏鼎立状態に入ることとなった⁽⁴⁵⁾。

天正七年（一五七九）六月には有馬鎮純（後の鎮貴・晴信）が、隆信の嫡子鎮賢（後の政家）に起請文を提出する⁽⁴⁶⁾。

再拜々々敬白起請文事

一、世上如何昧雖^レ為^レ「転変」、対^レ「龍造寺鎮賢」、為^レ「有馬鎮純」
 未来際、不^レ可^レ「企」悪行「事」、

一、鎮賢御隔心之至^レ「方角」、向後不^レ可^レ「有」同心「事」、

一、至^レ「豊州」、鎮純身命之限可^レ為^レ「隔心」事、付、万^レ鎮純為^レ「家」
 来之者共、至^レ「佐賀」隔心可^レ然之由雖「申出候」、聊無^レ「同心」、
 鎮以^レ「内談」可^レ加^レ「成敗」事、

右条々於^レ「令」相違「者」

（神文略）

仍起請文如^レ件、

天正七年己卯六月吉日

有馬十郎藤原鎮純（花押）

龍造寺鎮賢 参

ここで、龍造寺氏に対して一貫して敵対的であった有馬氏が、事实上、龍造寺氏と同盟関係に入ったことを誓っている。

また、天正九年（一五八一）には、龍造寺久家（政家⁽⁴⁷⁾）が三根郡の横岳氏に久家の「家」の偏諱を与えて、家実と名乗らせている⁽⁴⁸⁾。少なくともこの頃には、肥前国内で大友氏に従い、龍造寺氏に敵対する勢力はいなくなり、龍造寺氏が肥前国を『統一』した。ただ、右の起請文では「対^レ「龍造寺鎮賢」、為^レ「有馬鎮純」尽未来際、不^レ可^レ「企」悪行「事」」「鎮賢御隔心至^レ「方角」、向後不^レ可^レ「有」同心「事」」とあって、有馬鎮純はあくまで鎮賢（政家）に敵対しないことを起請したのみであり、その傘下に入ったわけではない。

表一に見えるように、天正六年十一月までに龍造寺氏に起請文を提出した肥前国衆は、西郷純堯・西郷一門（西郷氏）・神代長良（神代氏）・江上武種（江上氏）・松浦鎮信・道可（隆信）（平戸松浦氏）・松浦盛（相神浦松浦氏）・草野鎮永（草野氏）・大村理専（純忠）（大村氏）・小田増光（小田氏）・山代虎王丸（山代氏）・（後藤貴明（後藤氏）⁽⁴⁹⁾）の十氏族である。しかし、龍造寺氏に人質を提出した氏族は神代氏・江上氏・草野氏・大村氏・小田氏・後藤氏に限られる。つまり、肥前国衆たちの内でも龍造寺氏に人質を提出するものと、起請文を提出するのみで人質を提出しないものがあった。

天正八年（一五八〇）の『隆信公幕下着到』⁽⁵⁰⁾は、当該期の龍造寺氏が軍事動員できる傘下の武家を網羅した一覧である。その「国侍」の項には後藤氏・江上氏・大村氏・波多氏・松浦氏・横岳氏といった肥

前国衆たちが記載されているが、有馬氏の名はみえない。これは有馬氏が、龍造寺氏の軍事的な指揮下に入る責務を負っていなかったからであろう。つまり、有馬氏は他の肥前国衆たちとは異なり、戦国大名龍造寺氏権力の外部に存在し、同盟関係にあったことを示す。龍造寺氏が起請文をもとに「支配」した肥前国衆において、その具体的な関係は一門を養子に送り込まれるもの・人質を提出するもの、軍勢動員を受けるもの、そして盟約関係にあるものときわめて多様だったのである。

第二節 他国国衆支配について

龍造寺氏が九州諸国に軍勢を進出させていった結果、主に天正六年（一五七八）から十年（一五八二）の間に、九州各地の国衆から龍造寺氏に対して多くの起請文が提出された。龍造寺氏関係者が受給した起請文をまとめたものが表二である。

これを見ると、肥前国以外に筑後国・肥後国・筑前国・豊前国の国衆たちから龍造寺隆信（あるいはその子の鎮賢）宛てに起請文が提出されていたことがわかる。

(1) 筑後国

筑後国衆の内、龍造寺氏に起請文を提出したのは、蒲池鎮並（鎮漣）（下蒲池氏）・蒲池鑑広（上蒲池氏）・田尻宗達⁵¹・鑑種（田尻氏）・三池親基（三池氏）・豊饒鎮連（豊饒氏）・黒木鎮泰・宗瀏（黒木氏）・高良山・坂東寺の六氏・二寺である。このうち、軍勢の馳走（軍勢催促

に応じる事）を約束したのは下蒲池氏・田尻氏の二氏のみである。また、国衆の領地の保証を龍造寺氏から受けることについても起請したのは、下蒲池・田尻両氏と高良山のみである。三池氏・上蒲池氏・豊饒氏の三氏は「入魂」や、同心・逆心を企てないことをのみを起請している。黒木氏は龍造寺氏に「忠儀」を成し、質を提出している。また、黒木氏は宛先に「公」を付けており、残りの国衆は実名を記している。宛先は高良山のみ鍋島信昌宛のものが存在する。

蒲池鎮並は天正九年、「忠義」「忠貞」を誓っている。これは、このとき龍造寺氏が反逆を起こした鎮並を破り、鎮並が降伏した際の起請文であったことによる。反乱を起こして敗北すると、起請文の文言に変化が生じるのである。

(2) 肥後国

肥後国の国衆では、大津山資冬（大津山氏）・城親賢（城氏）・紀親祐（大野氏）・小代親泰（小代氏）・内空閑鎮照（内空閑氏）・甲斐宗運他（甲斐氏）・志岐鎮経（志岐氏）・赤星統家（赤星氏）・合志親為（合志氏）・相良義陽（相良氏）・隈部親泰（隈部氏）の十一氏が起請文を提出している⁵²。軍勢動員の起請は内空閑氏・小代氏・隈部氏が行っているが、龍造寺氏に認められた所領以外を国衆が所持しないことについて起請しているのは内空閑氏・合志氏である。ただ、隈部氏についても、龍造寺氏が所領を与える起請をしていた表徴がある。それ以外の国衆の起請文では龍造寺氏に対し「指南」を求めている。宛先の敬称は、内空閑氏が「隆信公」、隈部氏が「政家老」、城氏・合志氏が

表二 龍造寺氏権力宛て起請文一覧（天正六年十一月～天正十四年七月）

番号	文書名	年	西暦	月日	起請者	宛先	隆信親子に対する文言	収録文書
1	蒲池鎮並連署起請文写	天正6年	1578	11.26	蒲池民部少輔鎮並	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し心練ない」 「豊州と同心しない」	永野
2	田尻宗達起請文写	天正6年	1578	11.3	田尻中務入道宗達	鎮賢 隆信	「隆信・鎮賢に対し心練ない」 「豊州に同意しない」	永野
3	長法寺潤純他二名連署起請文写	天正6年	1578	11.22	長法寺潤純 他	隆信様	「御家を守る」「二心・野心ない」	永野
4	秋月種実起請文写	天正6年	1578	11.25	秋月種実	龍造寺隆信 龍造寺鎮賢	「隆信・鎮賢へ内談せず豊州に対し一味しない」	永野
5	草野鎮永起請文写	天正6年	1578	12.26	草野中務大夫鎮永	隆信老 鎮賢老	「隆信・鎮賢に対し悪心を企てない」「身命の限り馳走し今後指南を得る」「別儀無く申す」	永野
6	黒木鎮泰起請文写	天正6年	1579	12.27	黒木兵庫頭鎮泰	隆信 鎮賢 参人々御中	「隆信公に自今以後忠義を致す」	永野
7	大津山資冬起請文写	天正7年	1579	1.21	民部太輔資冬		「時分には隆信御意次第にする」	永野
8	草野鎮永起請文写	天正7年	1579	1.24	草野右衛門督鎮永	隆信 鎮賢公 参	「二心なく忠義の心がけ別儀ない」「腹藏なく入魂し等閑ない」「口外せず心得に緩みない」	永野
9	嶋原純純起請文写	天正7年	1579	2.1	純純	隆信 鎮賢	「悪心悪行の儀はなし」「隆信・鎮賢へ相違なく申し談ずる」	永野
10	田尻宗達起請文	天正7年	1579	2.14	田尻中務入道宗達	龍造寺鎮賢 参 申給へ	「豊州と手切れし隆信・鎮賢に相違ない」「別儀を存じない」「互いに邪正をただし熟談する」	龍造寺家
11	城親賢起請文写	天正7年	1579	2.19	城越前守親賢	龍造寺殿 参	「弓前について申し談じる」「隆信に対し、別心ない」	永野
12	三池親基起請文写	天正7年	1579	3.19	三池式部太夫源親基	隆信 鎮賢	「隆信をひとえに頼り別儀無く逆心を企てない」	永野
13	紀親祐起請文	天正7年	1579	4	紀親祐	隆信 鎮賢 参 人々申給へ	「御指南の外なし」	龍造寺家
14	小代親泰起請文写	天正7年	1579	4.4	小代八郎次郎親泰	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に申し談じた上は心練ない」「以後邪儀表裏ない」	永野
15	坂東成就院信応起請文写	天正7年	1579	4.11	坂東寺成就院法印信應	隆信公 鎮賢公	「隆信御親子に相違ない」	永野
16	鍋島信昌起請文写	天正7年	1579	4(10?) 27	鍋島飛騨守信昌	進上鎮賢公	「鎮賢様に対し自今以後二心野心なし」「別儀の際は鎮賢公のためになるよう相嘆き申す」	藤龍家譜
17	鐘江実統起請文	天正7年	1579	5.21	鐘江長門守實統	隆信様 鎮賢様 参	「隆信様・鎮賢様に対し悪心悪行なく奉公申し上げる」	龍造寺家
18	豊饒鎮連起請文写	天正7年	1579	6.5	豊饒大藏少輔鎮連	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し相違ない」「入魂する」	永野
19	黒木鎮泰・宗瀧起請文写	天正7年	1579	6.6	黒木兵庫頭鎮泰 同薩摩入道宗瀧	隆信 鎮賢	「隆信公・鎮賢に逆心ない」「入魂する」	永野
20	今泉兵延起請文写	天正7年	1579	6.吉	今泉新五右衛門兵延		「家信様に対し野心なく召し仕える」	永野
21	有馬鎮純起請文	天正7年	1579	6.吉	有馬十郎藤原鎮純	龍造寺鎮賢 参	「鎮賢に対し悪行を企まない」「鎮賢御隔心の方角に今後同心しない」「豊州に対し身命の限り隔心」	龍造寺家
22	神代長良起請文前書案	天正7年	1579	8.24	神代刑部太輔長良	鍋嶋飛騨守殿	「別儀無い」	五番御掛硯 誓詞書写
23	高良山良寛・宝生院鎮興連署起請文写	天正7年	1579	9.26	良寛 鎮興	隆信 鎮賢 参	「隆信鎮賢に対し二心野心ない」「御神領のうち隆信御飯の外は造乱しない」	永野
24	高良山麟圭・日証房良巴連署起請文写	天正7年	1579	9.27	高良山座主麟圭 日証房良巴	龍造寺山城守殿 隆信 龍造寺民部太輔殿 鎮賢 参	「隆信・鎮賢に悪心悪行を存じない」「豊州家よりの計作に同心せず、壇上は隆信御親子にお目にかける」「互いに実否を糺し、異議なく申し談ず」	永野
25	蒲池鎮連同鑑連連署起請文	天正7年	1579	11.3	蒲池志摩守鑑廉 蒲池兵庫頭鎮連	隆信 鎮賢 参	「二心ない」「隆信・鎮賢へ自今以後心練ない」「豊州へ手切れ」「入魂の儀を口外しない」	龍造寺家
26	田尻鑑種起請文写	天正7年	1579	11.3	田尻丹後守鑑種	隆信 鎮賢	「御親子に入魂」	永野
27	内空閑鎮照起請文写	天正7年	1579	11.10	内空閑右馬大夫鎮照	隆信公 鎮賢公	「忠貞を以て粉骨を遂げる」	永野

28	黒木鎮泰・宗瀨起請文写	天正7年	1579	11.28	黒木兵庫頭鎮泰 宗瀨	隆信公 鎮賢公	「御親子に別儀無い」	永野
29	有馬氏家臣連署起請文写	天正7年	1579	不明	安富左衛門佐鎮泰 他四名	隆信公 鎮賢公	「隆信・鎮賢に対し別儀無いよう同心」「隆信に隔心する方角に同意しないよう申し談じる」「豊州に対し下知を請わないように申し談じる」	永野
30	蒲池鑑広起請文写	天正8年	1580	1.23	蒲池志摩守鑑廣	隆信 鎮賢	「今後隆信・鎮賢に対し邪心なく今後粉骨砕身する」「隆信・鎮賢に御同心」	永野
31	有馬鎮純起請文写	天正8年	1580	2.27	有馬十郎鎮純	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し別心疎略なく佐嘉をひとえに頼みいる」「以後豊州の下知を請わない」	永野
32	原田了榮起請文写	天正8年	1580	潤3.30	劉雲軒了榮	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対して了榮・信種が別儀ない」	永野
33	原田氏家臣連署起請文	天正8年	1580	4.23	深江宮内少輔種周 他四名	隆信公 鎮賢公	「隆信公・鎮賢公の下知に任せる」	永野
34	原田了榮起請文写	天正8年	1580	4.24	原田了榮	隆信 鎮賢	「腹藏なく申し入る」「隆信の指南に任せる」	永野
35	筑紫鎮恒起請文写	天正8年	1580	10.27	筑紫進次郎兵衛佐鎮恒	隆信 鎮賢	「別儀なく同心」	永野
36	草野鎮永起請文写	天正8年	1580	11.5	草野中務大夫鎮永	隆信公 鎮賢公	「隆信公・鎮賢公に対し悪心悪行がない」「実否を乱す」	永野
37	田尻鑑種起請文写	天正8年	1580	12.26	田尻丹後守鑑種	隆信公	「入魂の儀」「以後隆信公・鎮賢公に別儀なし」「隆信公・鎮賢公に対し粉骨砕身し別儀ない」	永野
38	甲斐宗運起請文写	天正9年	1581	2.19	宗運	隆信	「度々の入魂を喜び指南の外は他事ない」	永野
39	城親賢起請文	天正9年	1581	3.17	城越前守親賢	龍造寺山城守殿 龍造寺民部太輔殿	内容不明	龍造寺家
40	甲斐宗運外六名連署起請文	天正9年	1581	3.17	甲斐民部入道宗運 外	鎮賢 隆信 参	「隆信公鎮賢公に邪儀なし」	龍造寺家
41	合志親為起請文	(天正9年)	1581	4.3	合志親為	龍造寺殿	「疎儀なし」	龍造寺家
42	志岐鎮経起請文	天正9年	1581	6.5	志岐豊前守鎮経	鎮賢公 隆信公 人々御中	特になし	龍造寺家
43	赤星統家起請文写	天正9年	1581	6.12	赤星統家	龍造寺殿	「指南に任せ忠心を差し含める」「貴家に対しゆるみない」	永野
44	蒲池鎮連起請文	天正9年	1581	6.16	蒲池兵庫頭鎮連	鎮賢公	「鎮賢公に対し二心野心なく忠義を尽くす」	龍造寺家
45	合志親為起請文	(天正9年)	1581	7.20	合志親為	龍造寺殿	「申し談じた上は悪心悪行を存じない」「豊州に二度と帰らず、別儀なく御用に立つ」「領地等について隆信久家の納得ない在所は難題を申さず、隆信御親子に入魂」	龍造寺家
46	高良山宝生院鎮興起請文	天正9年	1581	8.26	高良山寶生院鎮興	信昌 参	「隆信・久家に対し別儀無い」	龍造寺家
47	高良山座主良寛起請文	天正9年	1581	8.26	高良山座主良寛	信昌 参	「隆信・久家に対し別儀ない」	龍造寺家
48	相良義陽起請文	天正9年	1581	9.8	義陽	隆信 久家 参	「貴家に対し別儀ない」	龍造寺家
49	宮崎親生起請文写	天正9年	1581	10.13	宮崎左馬太夫親生	龍造寺殿	「進退を貴意に任せ別心なく御両殿を頼む」	永野
50	西郷豊一丸起請文写	天正9年	1581	11.26	西郷豊一丸	隆信 鎮賢	「隆信・鎮賢に対し逆意なし」「隆信・鎮賢の指南に任ず」	永野
51	長野統重起請文写	天正9年	1581	12.13	長野式部太輔統重	龍造寺殿	「隆信・政家に対し別儀無し」	永野
52	隈部親泰起請文	天正10年	1582	4.6	隈部源次郎親泰	政家老 参	「隆信老・政家老に申し談じる」「入魂が本望」	龍造寺家
53	田尻鑑種起請文写	天正10年	1582	8.21	田尻丹後守鑑種	隆信公	「隆信公・鎮賢公に対し忠義を遂げる」	永野
54	鍋島信晴起請文写	天正10年	1582	9.4	鍋嶋弥九郎信晴	家信公	「隆信公・鎮賢公に対し忠義を遂げる」	永野
55	後藤貴明起請文写	天正10年	1582	9.4	後藤伯耆守貴明	後藤家信	「疎意悪心なし」	永野
56	田尻鑑種起請文	天正10年	1582	9.22	田尻丹後守鑑種	政家公 参人々御中	「隆信公・政家公に対して忠義を遂げる」	龍造寺家
57	龍造寺政家起請文前書案	天正10年	1582	4.8	民部大輔政家	信生	特になし	五番御掛視 誓詞書写
58	波多親起請文	(天正10・11ヵ)	1582・1583	3.30	波多下野守親	龍造寺民部太輔殿 参	「龍造寺御家に対し、違目なし」「政家に同意」「政家に身命の限り一致」	龍造寺家

戦国大名龍造寺氏と国衆の関係について

59	田尻鑑種起請文	天正11年	1583	7.21	田尻丹後守鑑種	隆信公 政家公 参人々御中	「先非を改め隆信公・政家公に 申し談じたので悪心を企てない」	龍造寺家
60	鍋島信生・小河信貫・ 納富家理連署起請文写	天正11年	1583	11.30	鍋島飛騨守信生 小河武藏守信貫 納富能登守家理	隆信公様	「久千代殿様並びにおちやち様 に対してゆるみない」	永野
61	田尻長松丸起請文	天正11年	1583	12.1	田尻長松丸	隆信公 政家公 進覧	「隆信公・政家公に対し緩みない」	龍造寺家
62	田尻鎮直外八名連署起 請文	天正11年	1583	12.1	田尻石見守鎮直 他	小河武藏守殿	「隆信様・政家様に対し心疎なし」 「親類中その外被官忠節を遂げる」	龍造寺家
63	筑紫広門起請文	(天正12年ヵ)	1584	4.3	筑紫進口兵衛佐広門 他	政家 参	「政家に対し別儀なく申し談ず」 「政家に同心」「腹藏なく入魂 し二なく申し談ず」	龍造寺家
64	大村純重他三名連署起 請文	天正12年	1584	4.11	大村左近大夫純重	龍造寺常陸守殿	「政家公・家信公に対し下知の ほかあるまじき」	武雄鍋島家
65	堀江家房起請文	天正12年	1584	4.27	堀江兵部少輔家房	政家公	「政家へ奉公」	龍造寺家
66	永田賢保外二名連署起 請文	天正12年	1584	4.28	永田備前守純通 同領七 同賢保	鍋嶋飛騨守殿	「政家公に対し悪心を企てず、 忠勤を遂げる」「三人の内一人 が身をなげうち御奉公する」	龍造寺家
67	諸岡信幸起請文	天正12年	1584	5.12	諸岡因幡守信幸	政家	「政家へ奉公」	龍造寺家
68	隈部親泰同親永連署起 請文	天正12年	1584	6.2	隈部但馬守親永 同式部太輔親泰	政家老参	「政家に対し野心悪行の儀を企 てない」「政家に入魂」「互い に邪正を糾す」	龍造寺家
69	龍造寺政家起請文前 書案	天正12年	1584	6.23	龍民政家	信生	特になし	五番御掛視 誓詞書写
70	吉田信景起請文写	天正12年	1584	8.1	吉田清内左衛門尉信景	葉上総介殿 中山対馬守殿	「政家公様・信生様に対し野心 二心海裏ない」	藤龍家譜
71	田尻鑑種起請文	天正12年	1584	8.23	田尻丹後守鑑種	政家様 人々御中	「政家様に対し今後別儀ない」	龍造寺家
72	原田某起請文	天正12年	1584	8.26	原田□□守□□	中山対馬守殿 御兩人進覧 葉上総介殿	「政家公に身を捨て御用にま かり立つ」	龍造寺家
73	堀江覚仙等十四名 連署起請文前書案	天正12年	1584	8.吉	堀江覚仙 他	進上信生公	「政家様に対し野心悪行なく御 奉公を遂げる」	五番御掛視 誓詞書写
74	龍造寺家晴起請文写	天正12年	1584	9.14	上総介家晴	政家公進覧	「政家公に対し、悪心悪行なく 御用立てる」「御入魂申す」 「邪正を糾す」	藤龍家譜
75	良憲外二名連署起請文	天正12年	1584	9.16	□ 良三 良憲	小川但馬守殿参	「忠義を覚悟し御指南を頼むこと」	龍造寺家
76	原純英外十三名連署起 請文	天正12年	1584	10.16	原左京亮純英 他	進上鍋嶋飛騨守殿	「貴意の通りにする」	龍造寺家
77	秋月種実起請文	(天正12年)	1584	11.3	秋月種実	龍造寺殿	特になし	龍造寺家
78	三池親基起請文	天正12年	1584	11.吉	三池河内守親基	政家公	「身を捨て御用に立つ」	龍造寺家
79	筑紫広門起請文	天正12年	1584	12.7	筑紫左馬頭広門	龍造寺殿 参	「三家は腹藏なく親子兄弟のよ うに申し談じ、一味同心」「互 いに疑心ない」「豊後方から計 作があっても同心せず、互いに 邪正を糾し申し談ずる」「一戦 の嗣、政家・種実をさし捨てない」	龍造寺家
80	原田信種劉雲軒了榮連 署起請文	天正13年	1585	3.7	劉雲軒了榮 原田五郎信種	政家 参	「悪心悪行の儀なく申し談ず」 「二なく申し承る」「御入魂」	龍造寺家
81	百武新三郎起請文	天正13年	1585	壬8.8	百武新三郎	政家	「政家へ奉公」	龍造寺家
82	田尻鑑種起請文	天正13年	1585	8.17	田尻丹後守鑑種	政家公 参人々御中	「相違なく口外しない」	龍造寺家
83	筑紫広門起請文写	天正13年	1585	8.29	筑紫左馬頭広門	龍造寺殿	特になし	藤龍家譜
84	龍造寺晴起請文写	天正13年	1585	9.30	龍造寺上総介家晴	政家公進覧	「政家公に別心なし」「政家公 をさし捨てない」	藤龍家譜
85	安武家綱起請文	天正13年	1585	11.24	安武次郎三郎家綱	政家尊公 人々御中	「二心野心悪行ない」「御用に まかり立つ」「御当家を別儀な く守る」	龍造寺家
86	鍋島信生起請文写	天正14年	1586	4.11	鍋島飛騨守信生	江上権兵衛尉殿 他	「政家御為に奉公する覚悟」	藤龍家譜
87	龍造寺政家起請文写	天正14年	1586	4.13	政家	(江上)家種 他	特になし	藤龍家譜
88	伊集院忠棟起請文写	天正14年	1586	3.24	伊集院右衛門大夫忠棟	龍造寺民部太輔殿	特になし	藤龍家譜
89	島津義久起請文写	天正14年	1586	4.6	義久	龍造寺民部太輔殿	「政家に疎儀ない」	島津家
90	島津忠平起請文前書案	天正14年	1586	4	忠平	龍造寺民部太輔殿	「政家に疎儀ない」	五番御掛視 誓詞書写
91	伊集院忠棟起請文写	天正14年	1586	7.29	伊集院右衛門大夫忠棟		特になし	龍造寺家

「龍造寺殿」でありそれ以外は二字書である。なお、『上井覚兼日記』には甲斐親直（宗運）が龍造寺氏に人質を出したという記述がある。⁽⁵³⁾

(3) 筑前国

筑前国で起請文を提出した国衆は、筑紫鎮恒（広門）（筑紫氏）⁽⁵⁴⁾・原田了栄・信種（原田氏）・秋月種実（秋月氏）の三氏である。筑紫氏と原田氏は龍造寺氏に対し人質も提出している。特に原田氏は、家中の者たちも起請文を提出しており、居城高祖城を差し出し、それを守らなければ了栄を追放するとするなど、龍造寺氏が原田氏に対して強い支配力を持っていることがわかる。また『上井覚兼日記』によると、秋月種実が度々、龍造寺氏と島津氏とが同盟を結ぶことを提案しており、その仲介を申し出ている。⁽⁵⁵⁾

(4) 豊前国

豊前国では、長野統重（長野氏）が起請文を提出している。その内容は、龍造寺親子に対し別儀が無いことと、密通する（表向きは大友氏に付きながら敵方の情報を報告する）ことを約定している。また宛先は「龍造寺殿」となっている。佐藤凌成氏は、その内容から両者の関係を対等に近い同盟関係のもとでの軍事協定とした。⁽⁵⁶⁾

以上、四ヶ国での起請文の内容を見ると、龍造寺氏による領地の保証・給与について起請しているものは下蒲池氏・田尻氏・高良山（筑後国）・内空閑氏・合志氏・隈部氏（肥後国）のみに限られている。龍造寺氏は彼らに対し領地を保証し、その一方で保証した領地以外の土地を持つことを禁止した。また軍勢動員（馳走）に応じるとの起請

は下蒲池氏・田尻氏（筑後国）・内空閑氏・小代氏・隈部氏（肥後国）がしている。龍造寺氏に人質を提出しているのは黒木氏（筑後国）・甲斐氏（肥後国）・筑紫氏・原田氏（筑前国）である。残りのも国衆らの起請文の内容は、「同心」「指南」「別儀・相違ない」「豊州へ手切れ・下知を請わない」といったものである。一方、宛先についてはほぼすべての国衆が隆信親子宛てであり「二字書」である文書が大半で、城親賢（肥後国）・長野統重（豊前国）は「龍造寺殿」となっている。彼らの多くは前節でみた有馬氏と同じく、龍造寺氏を格上としては扱っているものの、あくまで「豊州（大友氏）」に対抗するために龍造寺氏と同盟関係を結んだと考えられる。龍造寺氏が軍勢動員することができ、所領の保証・給与について関与しえたのは筑後国・肥後国・筑前国の国衆のうちの一部に限られる。

また、これらの国内には筑後国の五修氏・問注所氏のように未だ大友氏方の国衆が存在する上、起請文を交わした国衆の家中・一族内にも大友氏・島津氏に味方するものが存在していた。龍造寺氏の領国支配は領域内で濃淡があり、多様であったといえよう。

第三節 国衆田尻氏の家中組み込み

筑後国衆のうち、天正八年（一五八〇）末に蒲池鎮並が大友氏に、天正九年（一五八一）頃には田尻鑑種が島津氏・大友氏に通じて龍造寺氏に反旗を翻した。⁽⁵⁸⁾ 天正十年五月、龍造寺隆信は蒲池鎮並を謀殺し、下蒲池氏を滅ぼした。田尻氏はこの頃から龍造寺氏に「曲説」を疑わ

れており、龍造寺氏に「忠義を遂げる」という内容の起請文を提出している。ただし、その一月後には龍造寺氏に反旗を翻しており、この起請文を提出した時から、それを反故にするつもりであったのだろう。

龍造寺隆信は、天正十一年（一五八三）に田尻氏を降伏させる。その際、田尻鑑種が龍造寺隆信・政家親子に対し起請文を提出した。^{②⑧}この中で鑑種は「身体（の安全）について相談した上は悪心を企てない」とのこと（隆信の言うことを）偽りなく申し承る」こと、そして「隆信親子が」出陣の際はどこでも出陣すること」を起請しており、龍造寺氏に従って軍事動員されることを再確認している。これに対し龍造寺氏は替地を示唆し、田尻氏はそれに反発するが、結局、龍造寺氏に屈し、その後、田尻鑑種の嫡子長松丸が隆信・政家親子に、田尻氏一門が隆信家臣の小河信貫に起請文を提出している。^{②⑩}その中では鎮賢（政家）に対し一門が「忠節」を誓い、長松丸を肥前国佐賀郡古勢の地に替地させることを起請している。

田尻氏はこの後、龍造寺政家の命に従って、筑後国高群城（国衆黒木氏の支城）に登城し勤番を務めるなどの他の国衆が行わない言動が見られるようになる。

つまり、ここで龍造寺氏は、田尻氏に政家に対する忠節を誓わせ、本領を替地することなどを通じて、田尻氏を龍造寺氏傘下の国衆から龍造寺氏家中へと組み込んだと考えられる。

このように同じ国衆でも、龍造寺氏との関係の変化にともない、起請文の内容が変化してゆくことが確認される。

第四節 沖田畷の戦いと国衆家中への介入

天正十一年（一五八三）末には、有馬氏が龍造寺氏に反旗を翻した。龍造寺氏は翌年五月、島津氏の救援を受けた有馬氏と戦って大敗し、隆信は戦死した（沖田畷の戦い）。その結果、肥前国内では大村衆をはじめとする南西部の国衆が龍造寺氏から離反し、肥後国でも島津氏に寝返る国衆が続出することとなる。

この後、龍造寺政家に対する起請文が国衆・家中たちから提出される。国衆（筑紫氏・原田氏（筑前国）・隈部氏（肥後国）・波多氏（肥前国））から提出されたものには、「寝返らず」「同心」「別儀無し」「野心を企てない」という以前からの文言が並ぶ。一方、家中（百武氏・堀江氏）提出の起請文には、同様の文言に加えて「奉公」「忠勤」という文言が加えられている。この段階では、龍造寺氏が国衆・家中から受け取る文言は、前者が「同心」なのに対し、後者は「奉公」と区別されていることが分かる。

ただし例外も存在し、筑後国衆の黒木鎮泰、蒲池鎮並、肥後国衆の内空闲鎮照は「忠義」「忠貞」という文言を使用している。これは、黒木氏と内空闲氏はこの時の起請文内において龍造寺氏から知行を与えられており、それに対応してこのような主従制的文言が使用されたのだろう。

天正十二年には、後藤氏の重臣が龍造寺常陸守に送った起請文の中では主君の後藤家信に加えて龍造寺政家への奉公も起請している。これは龍造寺氏がそれまで自身の主君のみに奉公していた国衆家中をよ

り掌握しようとする試みの表れであろう。⁽⁸²⁾

天正十二年、西郷信尚の家中の原純英他十三名が連署で、龍造寺氏家中の有力者鍋島信昌（後の直茂）に対して起請文を提出している。⁽⁸³⁾

その内容は家中の者たちが信尚に対して人質を銘々差し出すことは「御錠次第」であり、重ねて「佐嘉」（龍造寺氏）のもとに差し出せと言ってくるならそれに従うことを起請している。

龍造寺氏が傘下の国衆（当主）を支配するだけでなく、国衆の家中に対しても人質を提出させたり、「奉公」を起請させ、直接掌握を試みていることは継続している。特に後藤氏と西郷氏の例を見ると、時代を経るにしたがって、支配が強化されていることが確認できる。政家は傘下の国衆の家中に忠誠を誓わせ、支配を強化することで国衆を繋ぎ止めようと試みた。また、政家の兄弟である後藤家信・江上家種の二名は、国衆の当主でありながら他の龍造寺氏一門・家中とともに「彼衆中」と呼ばれており、龍造寺氏権力に包含され始めていた。

天正十四年十二月七日付の肥前国衆波多親の起請文には、親が政家と同心であることを起請しており、⁽⁸⁴⁾波多氏のように、龍造寺氏の敗戦にもかかわらず関係が変わらなかった国衆もあった。

しかし、龍造寺氏の努力にもかかわらず、同氏は独立した戦国大名勢力ではなくなってゆく。『上井覚兼日記』によれば、天正十二年十月十五日に龍造寺政家・龍造寺家晴・鍋島信生（信昌）の三名が島津氏に起請文を提出し、和睦したことが確認でき、⁽⁸⁵⁾島津氏は当主の政家のみでなく、家中有力者の二名にも島津氏に対する起請を求めた。

さらに、天正十四年（一五八六）四月には島津義久⁽⁸⁶⁾、七月には島津氏の重臣である伊集院忠棟から起請文が政家に提出された。⁽⁸⁷⁾

起請文

- 一、政家為ニ致衆中、自今已後、若奉レ対薩州、逆心歴然之輩者、致政家令入魂、糺実否、憲法之成敗可有之事、
- 一、政家一致衆中、居所并知行分、不可有替望之事、
- 一、御当方・政家間ニ、若讒人於有之者、到政家令入魂、明実否、弥深重可申談之事、
- 右条々於令相違者
(神文なし)

天正十四年丙戌七月廿九日

伊集院右衛門大夫

忠棟

龍造寺政家とその家臣団が、島津氏の傘下に位置づけられたことがわかる。第一条では、薩州（島津氏）に逆心歴然の衆中がいれば忠棟が政家と入魂し、その実否を糺し、法に則って成敗するとしている。第二条では、政家・家中の居所並びに知行分を替えないことを起請している。忠棟は龍造寺氏衆中（家中）に対し、道理に基づいた保障を約束しており、政家のみでなく衆中に対しても配慮を見せている。また義久は政家の衆中については政家の存分にまかせて沙汰することや政家の副状がなければ衆中の言ってきたことを取り上げないことを起請している。

ところで、第一条の「衆中」とはどのような人々であろうか。

天正十四年（一五八六）、鍋島信生（直茂）・龍造寺政家は十名に對し起請文を提出している^⑧。その十名は江上家種・龍造寺信周・横岳頼続・龍造寺家就・内田信賢・鴨打胤忠・副島家益・龍造寺長述（長信）・龍造寺家晴・後藤家信である。これが天正十四年段階の龍造寺権力内の有力者であると考えられるが、かれらは一門衆六名（江上家種・龍造寺信周・龍造寺家就・龍造寺長述・龍造寺家晴・後藤家信）と一門以外の四名（横岳頼続・内田信賢・鴨打胤忠・副島家益）に分類できる。

彼らが「衆中」にあたると推定される。ただし、彼らの多くは隆信生存時、史料上に現れていない。表一・表二において沖田暲の戦い以前に龍造寺氏権力内で一門以外に宛先に名前が現れた人物は、鍋島信生・土肥信安・小河信貫の三名であり、前節の田尻氏とのやり取りでは小河・土肥の両名に加えて納富家理の名が現れる。しかし、これら家中の有力者の内、小河信貫・納富家理の二名は、沖田暲の戦いで隆信と共に戦死していた。つまり、天正十四年の「衆中」は、それまでの有力者が討死したことにより取り立てられた者たちと考えられる^⑨。また、一門のうち、江上家種・後藤家信の二名は国衆に養子入りしており、龍造寺長信は多久、龍造寺信周は須古、龍造寺家晴は柳川（後に諫早）にて別家を形成し、少なくとも天正十年代なかばには独自に家中を形成することとなる。

一門が別家を形成する一方で、権力中枢に近い「衆中」の多くが、

沖田暲敗戦以後に登用された者であった。これにより、鍋島信昌の龍造寺氏家中内の地位は相対的に上昇することになる。政家は信昌に對し、「於今茂親子兄弟之様ニ、何篇無_レ腹藏_二可_レ申_三承_二之事」という起請文を提出している^⑩。また天正十二年に提出された起請文には「政家公様」に加えて「信生様」（信昌）にも野心や二心がないことを起請している^⑪。信昌は前述の起請文の中で「家裁判」を司るとされている。「家裁判」とは、名前から龍造寺氏権力内の物事を決定する職と考えられ、たとえ当主である政家であっても彼らの同意がなければ相違できないほど強力なものであった。

しかしながら、龍造寺氏の島津氏への臣従も長くは続かなかつた。天正十四年（一五八六）、豊臣秀吉が九州征討の軍を起こした。これをうけて、龍造寺政家は同年十一月に豊臣方の毛利輝元に、島津氏との手切れを報告し^⑫、龍造寺氏は豊臣家の傘下大名となることとなった。その結果、龍造寺氏傘下国衆たちの内、龍造寺一門からの養子が当主となり、龍造寺家中枢に内包された氏族（後藤氏・江上氏）以外の氏族（松浦氏・波多氏等）は、豊臣政権に独自の大名（与力大名）として把握されていくこととなる。

第五節 島津氏と九州北部国衆の関係

本節では、龍造寺氏と比較するため、島津氏と九州北部国衆との関係性を見てみる。使用した史料は主に『上井覚兼日記』である。『上井覚兼日記』は島津氏の老中・宮崎地頭であった上井覚兼の日記で、

その中に九州の国衆が度々登場する。

(1) 沖田畷の戦い(天正十二年五月)以前

島津氏と音信を交わした国衆のうち島津氏に人質を送っているのは有馬鎮貴・安富純泰・安德氏(以上肥前国)、田尻鑑種(筑後国)、甲斐宗運・阿蘇氏・赤星統家・合志親重・名和顕孝・大矢野種基・相良忠房・田浦氏・天草鎮尚・志岐麟泉・志岐親重・内古閑鎮房(以上肥後国)であり、有馬鎮貴(有馬)・安德氏(安德)・田尻鑑種(鷹尾)・城一要(隈本)の元には島津氏が番衆を派遣している。

また、島津氏は肥後の国衆合志親重・内古閑鎮房が島津氏に寝返る際、島津氏への「御奉公」「忠貞」を求め、傘下の国衆に対して龍造寺氏との通交をしないという起請文を提出させている。さらに肥後の甲斐宗運に対しては島津氏と龍造寺氏の両方に人質を送ったことを非難し、どちらに味方するかを明確にさせている。ただし、一方で傘下でない秋月種美に対しては、龍造寺氏との和睦の仲介失敗を非難してはいるが、通交自体を批判はしていない。

家中の国衆の城への派遣については第三節でみたように龍造寺氏も行っている。また、龍造寺氏は国衆に「同心」を求めるのに対し、島津氏は「奉公」「忠貞」を求めている。さらには龍造寺氏と国衆は大友氏に対しての敵対を求める内容についての起請であったのに対し、島津氏は国衆と龍造寺氏に対する通交断絶を起請している。

(2) 沖田畷の戦い以後

沖田畷の戦い以後、新たに島津氏と音信を通じた国衆の多くは、そ

れ以前は龍造寺氏と音信を交わしていたと思われる。また、島津氏は、前節の通り龍造寺政治家にも事実上、島津の被官となることを求めている。島津氏は有馬鎮貴に新たに有馬半島で得た領地を与えている。隈部親泰から肥後三郡(山鹿郡・山本郡・菊池郡)を没収して山鹿一郡を安堵し、小代親泰に対しても押領分を召し上げ本領のみを安堵するなど、国衆に対して所領を与えたり、没収したりしており、志岐親重は島津氏によって千々和の番衆に任命されることが分かる。一方で龍造寺氏は、国衆に所領を与える事例はほとんどみられず、国衆を番衆として派遣する事例もない。

島津氏の国衆支配は、当該期の多くの戦国大名権力と共通する点が多く、また扱いが斉一であったのに対し、龍造寺氏が国衆と結んだ関係は多様であった。特に肥前国以外で、龍造寺氏の本拠から遠方になればなるほど、そうした地域の国衆に対する統制はゆるやかになり、支配関係というよりは同盟に近いものであったことがわかる。グラデーションを帯びて支配のあり方が遷移する様子が起請文の文言から詳細に読みとれるだろう。

小括

天正六年(一五七八)、大友氏の耳川における敗戦により、龍造寺氏は筑後国に侵攻し、進出することとなる。また、天正七年(一五七九)には、有馬鎮純が起請文を提出したことにより、龍造寺氏は肥前

国を『統一』した。

以下、耳川合戦（天正六年）から沖田畷合戦（天正十二年）までを、肥前国外部へ進出し、多くの国衆と関係を築いた龍造寺氏の最盛期と考え、起請文の内容をもとにその権力構造を整理してゆく。

①起請文の宛先は大半が龍造寺隆信・政家親子であるが国衆家中が提出したものの中には鍋島直茂（信昌・信生）や龍造寺一門・その他の有力者が宛先になる場合も存在し、彼らが龍造寺氏の「衆中」であった。

②龍造寺氏の家中の武士に対しては、起請文で「奉公」「忠勤」を誓うことを求めた。

③龍造寺氏の傘下にいる国衆のうち、反抗した国衆は、替地を行ったりすることで家中に取り込んでいった。勤番などを課することもできるようになる。

④国衆のうち、軍事動員に応じるのは、後藤氏・江上氏（肥前国衆）、下蒲池氏・田尻氏（筑後国衆）、隈部氏・内空閑氏・小代氏（肥後国衆）等であった。彼らには「同心」を求めたが勤番は課していない。

⑤国衆の家中の武士に対しても、国衆当主だけでなく龍造寺氏当主への「奉公」を求め、人質を提出させた。これを通じて国衆家中、ひいては国衆に対する支配を強化しようとも試みている。

⑥龍造寺氏は、肥前国衆である有馬氏に対して軍事動員を課しておらず、有馬氏は、龍造寺氏権力外に存在し、同盟関係にあった。他国

の国衆についても同様であり、筑後・肥後・筑前・豊前国衆の中には龍造寺氏に対して起請文を提出するものがあったが、彼らの大半は、大友氏への対抗を目的とした同盟関係であった。

以上に見てきたように、龍造寺氏の権力構造は、中心から周縁にかけて同心円的な構造をとっていた。こうした構造は多くの戦国大名と共通するが、龍造寺氏の場合、起請文の文言の分析によって明確に確認できることが特徴である。また、龍造寺氏と国衆との関係はきわめて多様であり、それは国衆たちが人質を提出するか、軍役を負っているか、起請文の宛先をどのように記載するかなどに表現されている。忠節や奉公を求めることができる国衆がかなり限定的であることから戦国大名としての龍造寺氏の権力が比較的弱体であったことは間違いないが、むしろそこに戦国大名龍造寺氏の特徴を認めるべきであろう。

おわりに

本稿では、龍造寺氏の権力構造を、配下の国衆との多様な関係のなかで説明してきた。その際、彼らを取り交わした起請文の内容に依拠して詳細に分析した。

中世後期、九州北部の国衆は互いに盟約を結ぶ際、起請文を用いた。これは両者の関係があくまで基本的に対等であった（主従制的上下関係になかった）ことが要因であろう。龍造寺氏は、少弐氏・大友氏などとは異なり、国衆出身の権力であったため、この起請文を多用する

ことで、他の国衆との関係を積極的に構築する手法を採用したのであるろう。

龍造寺氏は、家中はもとより、国衆たちと多くの起請文を取り交わしたが、相手によって、起請の内容を微妙に変化させる工夫をおこなっていた。少弐氏、大内氏、大友氏などの大名権力は、「守護公権」にもとづく軍役賦課など、強権的な支配を齊一におよぼそうとしたのに対し、起請文の取り交わりによって形成される相互関係は、地域社会の結びつきを背景とするものであり、国人・国衆相互の日常的、平準な関係の延長にもとづく側面がよかった。これによって、権力全体としてのバランスをとり、国衆に対する多様で緩やかな支配を実現した。それゆえにこそ龍造寺氏は国衆たちの支持を受けて、急速に成長することが可能であったのだろう。

また、龍造寺氏と、国衆の家中の人々とが直接、起請文で関係を構築した点も注目される。九州地方の多くの武家では、家中の武士の一揆的な結びつきが強く、時には当主の政治的動向を左右することが知られている。すなわち、当主を優遇するだけではその武家を完全に掌握できない。当主が圧倒的な権力の頂点にあるのではなく家中に支えられて成り立っている側面が強い。それ故、大名と国衆当主の間の主従関係だけでなく、当主をささえる家中（家臣）も起請文の關係に巻きこむことで、龍造寺氏権力への包摂はより一層強固なものになったといえるだろう。

国衆のなかには、肥前の有馬氏や、他国のいくつかの国衆のように、

必ずしも龍造寺氏の傘下に取り込まれず、同盟関係以上に展開しないものも多かった。それ故、沖田騷合戦での龍造寺隆信敗死後に離反する国衆が多く、また豊臣政権に包摂される際に、多くの別家や国衆が独立した大名として政権に把握されるような事態も招いた。島津氏や、同じく「国衆」から戦国大名へと発展した毛利氏と比較して主従制、権力統制の不徹底を指摘できる。

室町時代、肥前国は国衆の独立性がひときわ強かった。そうした国衆の一人であった龍造寺氏は、そうした条件の中で、起請文を取り交わすことで関係を可視化し、多くの国衆を傘下に組み込むことに成功した。こうして戦国大名権力としての龍造寺氏の特徴的な権力構造を構築したのである。

その理由はやはり龍造寺氏が国衆出身の権力であったからであろう。当該期の肥前国を始めとした九州北部はそれまでの公権力であった、大内氏・少弐氏といった旧来の大名権力は没落し、大友氏が勢力を伸ばしていた。一方で、在地では国人が独立性を強め、国衆化を果たしていた。国衆は従来の大名権力の支配より強固な大友氏の支配に対して忌避感を覚えていた。その中で龍造寺氏は周辺の国衆と様々な経緯で起請文を交わす。その内容は一つ一つ異なっており、龍造寺氏は国衆と別々に起請文を交わすことで戦った国衆には強い支配を行い権力の内部に入れ、そうでないものにはあくまで大友氏に対抗する同盟という形で関係を築くことで戦国大名に成長した。そのため大友氏ではなく島津氏と対立した龍造寺氏はその権力を失い、島津氏に臣従する

- (5) 堀本一繁「龍造寺氏の戦国大名化と大友氏肥前支配の消長」『日本歴史』五九八、一九九八
- (6) 堀本一繁「龍造寺氏の二頭政治と代替り」『九州史学』一〇九、一九九四
- (7) 川副義敦「戦国の肥前と龍造寺隆信」(宮帯出版社、二〇一八)
- (8) 中村知裕「龍造寺氏の肥前西部侵攻と龍造寺長信」『古文書研究』八三、二〇一七。「龍造寺氏の勢力拡大とその実態―五州二島論再考―」(公益財団法人鍋島報公会研究助成 研究報告書 第九号、二〇一九)
- (9) 鈴木敦子「戦国期の流通と地域社会」(同成社、二〇一一)
- (10) 野下俊樹「室町・戦国期肥前龍造寺氏に対する予備的考察」(佐賀県立佐賀城本丸歴史館 研究紀要 第十八号、二〇二三)
- (11) 黒田基樹「戦国大名」(ちくま新書、二〇一四)。また黒田氏は龍造寺氏を国衆から戦国大名化を遂げた存在と評価している。(黒田基樹『国衆も一つの主役』平凡社、二〇二二)
- (12) 加藤章「竜造寺体制の展開と知行構造の変質」『九州文化史研究所紀要』二六、一九八一
- (13) 中世起請文は前書と神文の二部分(前書は誓約事項を記した部分、神文は宣誓の対象となる神仏の名称を列挙記名した部分)より成る。
- (14) 松田博光「戦国末期の起請文に関する一考察―「龍造寺家文書」の事例を中心に―」『黎明館調査研究報告』第十五集、二〇〇二
- (15) 堀本一繁「戦国期における肥前河上社と地域権力」(一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上』岩田書院、二〇〇四)
- (16) 享禄年間に龍造寺氏は起請文を一通受け取っているが、本稿の扱う時期とはずれているため、本稿では触れない。
- (17) 註10参照
- (18) 「大内義隆官途吹挙状」「大内義隆一字書出(折紙)」天文十九年(一五五〇)七月一日付、『龍造寺家文書』(佐賀県史料集成 古文書編 第三巻)以降『佐賀』と略記。
- (19) 「龍造寺隆信坪付」天文二十三年(一五五四)五月二十六日付、『小城藩士佐嘉差出古文書写』(佐賀 第二十六巻)
- (20) 「波多鎮所領宛行状」永禄九年(一五六六)閏八月十六日付、『久家家文書』(佐賀 第三十巻)「平井経治知行宛行状」永禄十年(一五六七)四月二十一日付、『馬渡家文書』(佐賀 第二十七巻)
- (21) 一方、龍造寺氏は四十点以上の安堵状が存在し、一円的な「領」を形成していたと思われる。
- (22) 註3参照
- (23) 「曲淵房助起請文写」弘治四年(一五五八)十月五日付、『永野御書キ物抜書』。なお、『永野御書キ物抜書』については堀本一繁氏による解説と翻刻があり(平成二十一年度武雄市図書館・歴史資料館特別企画展「戦国の九州と武雄 後藤貴明・家信の時代」武雄市図書館、二〇一〇)、今回はそれを参照した。以降、『永野』と略記。
- (24) 「龍造寺隆信連署願文」永禄元年(一五五八)十二月三日付、『河上神社文書』(佐賀 第一巻)
- (25) 註2参照
- (26) 註5参照
- (27) 「大友宗麟書状案」(永禄十三年(一五七〇))十月二十八日付、『永野』
- (28) 「江上武種起請文写」元龜二年(一五七一)五月十九日付、『江上武種起請文写』元龜三年八月五日付、『江上武種加判衆連署起請文写』同日付、『永野』
- (29) 「草野鎮永起請文写」天正三年(一五七五)一月十八日付、『永野』
- (30) 「草野鎮永加判衆連署起請文写」天正九年六月十三日付、『永野』
- (31) 「龍造寺隆信同鎮賢連署起請文」天正二年(一五七四)七月十日付、『後藤家文書』(佐賀 第六巻)
- (32) 「龍造寺隆信同鎮賢連署起請文」天正五年(一五七七)二月三日付、『後藤家文書』(佐賀 第六巻)
- (33) 一方で、後藤貴明の実子弥次郎晴明は隆信の養子となり龍造寺家均を名乗る。
- (34) 「龍造寺隆信同鎮賢(政家)連署書状」(天正五年(一五七七)カ)五月十三日付、『多久家文書』(佐賀 第九巻)
- (35) 丸島和洋「敢えて実名を記す」『古文書研究』八八、二〇一九
- (36) 註2・11参照
- (37) 「龍造寺隆信判物」天正四年(一五七六)七月二十八日付、『光浄寺文書』

- 『佐賀 第五巻』
- (38) 「大友義鎮書状」(年不詳) 正月二十八日付、『大友文書録』
- (39) 「大友氏老臣連署奉書」 天文五年(一五三六) 八月二十六日付、『龍造寺家文書』(『佐賀第三巻』)
- (40) 「大友宗麟書状写」(元龜元年)(一五七〇) 六月二十三日付、『鶴田家文書』(『佐賀 第六巻』)
- (41) 「大友氏加判衆連署起請文写」 永祿二年(一五五九) 九月十四日付、『永野』
- (42) 八木直樹編『豊後大友氏』(シリーズ中世西国武士の研究2、戎光祥出版、二〇二四)・同『戦国大名大友氏の権力構造』(戎光祥出版、二〇二二) 等
- (43) 八木直樹「耳川大敗と大友領国」黒嶋敏編『戦国合戦「大敗」の歴史学』(山川出版社、二〇一九)
- (44) 「蒲池宗雪・鎮並起請文写」 天正五年(一五七七) 閏七月二十日付、『永野』
- (45) 註5参照。なお実際には耳川敗戦以前から龍造寺氏は筑後侵攻を企てていた。またこの後の龍造寺隆信の筑後侵攻の実態は注43論文に詳しい。
- (46) 「有馬鎮純(鎮貴) 起請文」 天正七年(一五七九) 六月吉日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三巻』)
- (47) 龍造寺鎮賢はこの時期、久家と名乗り、のちに政家へ改名する。
- (48) 「龍造寺久家(政家) 一字書出」 天正九年(一五八一) 七月十一日付、『横岳家文書』(『佐賀 第六巻』)
- (49) 後藤氏は龍造寺氏に対し起請文を提出したことは確認できない。しかし第一章第二節でみたように後藤氏が龍造寺氏の傘下であったことは確認できる。
- (50) 『隆信公幕下着到』の信憑性については藤野氏の註(2) 著書に詳しいが、肥前国については信憑性がある。しかし、他国衆においては大友氏の最有力者「年寄」の一員である戸次鑑連(道雪)が入っているなど信憑性に疑問があるため、他国衆については本稿では採用しないこととする。
- (51) なお、田尻宗達名義の起請文は事実上、田尻鑑種の提出したものであった。(堀本一繁「偽りの起請文―筑後田尻氏の去就をめぐって―」『日本歴

- 史』六七七、二〇〇四)
- (52) 肥後国において起請文を提出した者の内、宮崎親生については起請文の内容から城氏の家中と判断した。また、甲斐宗運については阿蘇氏の家臣ではあるものの、その独立性から本稿では国衆とした。
- (53) 『上井寛兼日記』 天正十年(一五八二) 十二月四日条
- (54) 筑紫氏は筑前・筑後・肥前の国境にまたがる国衆であった(中村知裕「筑紫広門」新編『戦国武将列伝II 九州編』戎光祥出版、二〇二三)。本拠の鷹尾城は肥前国に所在するが、本稿では都合上、筑前国衆の項で考察をおこなう。
- (55) 『上井寛兼日記』 天正十一年(一五八三) 三月十一日条等
- (56) 佐藤凌成「十六世紀後半の大名領国周縁における国人の動向―豊前長野氏を事例に―」『九州史学』一九〇、二〇二二)
- (57) 註8参照
- (58) この際の経緯は津江聡美「天正期における筑後田尻氏と戦国大名の関係―鷹尾城籠城期を中心に―」『九州史学』一六六、二〇一四)が詳しい。
- (59) 「田尻鑑種起請文」(天正十一年(一五八三) 七月一日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三巻』)
- (60) 「田尻長松丸起請文」(天正十一年(一五八三) 十二月一日付、『龍造寺家文書』・「田尻鎮直外八名連署起請文」同日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三巻』)
- (61) 「鍋島信生(直茂) 奉知行宛行状」(天正十三年(一五八五) 八月二十二日付、『田尻家文書』(『佐賀 第七巻』)
- (62) 「大村純重外三名連署起請文」 天正十二年(一五八四) 四月十一日付、『武雄鍋島家文書』(『佐賀 第六巻』)
- (63) 「原純英外十三名連署起請文」 天正十二年(一五八四) 十月十六日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三巻』)
- (64) 「波多親起請文」 天正十四年(一五八六) 十二月七日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三巻』)
- (65) 『上井寛兼日記』 天正十二年(一五八四) 十月十五日条
- (66) 「島津義久起請文案」 天正十四年(一五八六) 四月六日付、『島津家文書』(『大日本古文書家わけ 第十六』)

- (67) 「伊集院忠棟起請文写」天正十四年(一五八六)七月二十九日付、『龍造寺家文書』(『佐賀 第三卷』)
- (68) 「鍋島信生起請文写」天正十四年(一五八六)四月十一日付、『龍造寺家起請文写』同年四月十三日付、『藤龍家譜』。なお、『藤龍家譜』は中村知裕氏による解説と翻刻があり(同『藤龍家譜』所収文書について)佐賀大学地域学歴史文化研究センター 第14号、二〇一九)、今回はそれを参照した。
- (69) また表二の龍造寺氏権力宛て起請文の受取人に名のある葉上総介・中山対馬守の兩名も隆信死後に初めて現れることから、戦後に取り立てられたものと思われる。
- (70) 「龍造寺政治家起請文」天正十二年(一五八四)六月二十三日付、『五番御掛観誓詞写』(『佐賀 第二十四卷』)
- (71) 「吉田信景起請文写」天正十二年(一五八四)八月一日付、『藤龍家譜』
- (72) 「毛利輝元書状」(天正十四年(一五八六))十一月二十一日付、『多久家文書』(『佐賀 第九卷』)。また、『上井覚兼日記』等からそれ以前から政治家信昌は豊臣政権と連絡を取っていたとみられる。
- (73) 『上井覚兼日記』天正十一年(一五八三)正月十一日条
- (74) 『上井覚兼日記』天正十年(一五八二)十二月二十六日条
- (75) 『上井覚兼日記』天正十年(一五八二)十二月四日条
- (76) 『上井覚兼日記』天正十二年(一五八四)九月一日条
- (77) 『上井覚兼日記』天正十二年(一五八四)四月二十三日条
- (78) 『上井覚兼日記』天正十二年(一五八四)十月一日条
- (79) 『上井覚兼日記』天正十二年(一五八四)四月三十日条
- (80) 龍造寺氏が国衆に所領を与えた事例は肥前国衆の横岳氏・筑後国衆の田尻氏・肥後国衆の内空閑の三例のみ。

The Relationship between the Ryuzoji Clan and “Kunishu” in the Sengoku Period: —Focusing on the Analysis of the Pledges

NISHIMORI Hayata

This paper aims to elucidate the power structure of the Ryuzoji clan in the Sengoku period by examining the relationship between the clan warlords and other various actors inside and outside the realm. Under the sphere of influence of the warlords, there were “Kunishu” who were subordinated to them while retaining their internal autonomy. The pledges exchanged between the warlords and “Kunishu” clearly show the nature of their relationships. Therefore, this paper first analyzes the pledges’ contents to illustrate their relationships’ diversity and the Ryuzoji clan’s characteristics. Then, by comparing the pledges written by “Kunishu” with those by the clan members, this paper attempts to clarify the differences in the formation of “Kunishu” and vassals and the efforts the Ryuzoji clan made to strengthen and retain relationships with “Kunishu.” Finally, by comparing the Ryuzoji clan with other warlords in Kyushu, this paper further highlights the clan’s essential natures.

Keywords: Ryuzoji clan, Warlords in the Sengoku period, Kunishu”, Vassal, Pledge